

京都府告示第2号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例」という。）  
第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成29年1月10日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
1	雑誌	エロい不倫妻	株式会社メディアックス	条例第13条の2第1項第1号該当
2	〃	本当にあったHな体験教えます 秘蜜吐露編	株式会社リイド社	〃
3	〃	俺の彼女たちが激しく求めてきて困 るんだが	株式会社コアマガジン	〃
4	〃	気持ちいいカノジョの誘惑えっち♡	〃	〃